

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月22日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 美田地区	観音寺市経済部土地改良課
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 高尾地区	〃
観音寺市大野原町花稲土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 西新海地区	〃
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業） 青岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 塩塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 山下1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 山下2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 山下3号地区	〃